

令和6年度全建賞 推 薦 調 書
異なる部門の事業が連携した取組の部(部門連携の部)

| | |
|-------------------|---|
| ふ り が な | ちいきじゅうみん、かんけいきかんがれんけいしたしゃくじいがわのせいび～ひとびとがつどい、しぜんとふれあえるくわかのそうしゅつ～ |
| 1. 事業(施策)の名称 | 地域住民、関係機関が連携した石神井川の整備 ～人々が集い、自然とふれあえる空間の創出～ |
| 2. 事業(施策)実施期間(和暦) | 平成20年1月 ～ 令和5年2月 |
| 3. 事業費(工事費) | 818百万円 |
| 4. キーワード | 都営アパートの建替え事業、川づくり懇談会、緩傾斜護岸、良好な水辺空間 |
| 5. 事業概要 | <p>本事業は、石神井川沿いに建ち並ぶ都営アパートの建替事業に伴い創出されたオープンスペースを河川と一体的に整備するため、都建設局と都市整備局(当時)が事業連携を図るとともに、関係機関や地域住民で構成された「川づくり懇談会」において、とりまとめた整備方針に基づいて、「人々が集い、自然とふれあえる良好な水辺空間」を整備したものである。</p> |

| 6. アピールする事業又は施策の「手段」と「秀でた成果」 | | |
|------------------------------|--|---|
| ハード or ソフトの分類 :該当する方に○印 | ① ハード面 に秀でた事業 | ② ソフト面 に秀でた取組 |
| アピールする 1)「手段」 | (a)事業連携 () () () | (a)住民参画 (b)行政と住民・企業・学識者等との協働 () () |
| アピールする 2)「秀でた成果」 | (a)当該取組による本来目的の効果 (e)良好な景観形成の実現 (f)地域の活性化 (i)環境保全対策 | (a)当該取組による本来目的の効果 (f)地域の活性化 () () |

| | |
|---------------|--|
| 7. 特にアピールしたい点 | <ul style="list-style-type: none"> ・都営アパートの建替え事業に伴い創出されたスペースを河川事業で一体整備(行政間の事業連携) ・緩傾斜護岸の整備、管理や地域に親しまれていた河川沿いの桜に関して地域住民の声を聞くため「川づくり懇談会」を立ち上げ合意形成 ・都市部の貴重なオープンスペースとして、人々が集いにぎわう空間の整備を実現 ・カワセミも飛来する良好な自然環境を創出 |
|---------------|--|

8. 事業を代表する写真及びキャプション

都営アパートの建替え事業に伴い創出された用地を活用し、人々が集い、自然にふれあえる石神井川の緩傾斜護岸の整備



9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法等)〕

石神井川の整備

石神井川は、東京都小平市にその源を発し、西東京市を経て、当所管内の練馬区、板橋区を流下し、北区内で隅田川に合流する流域面積 73.1 km²、延長 25.2 kmの荒川水系の一級河川である。

石神井川では、「中小河川における都の整備方針(H24年策定)」を踏まえ、時間 75 ミリの降雨に対処するため、これまでの 50mm 対応の護岸整備に加え、50mm を超える部分の対策として、調節池等の整備を進めている。

また、河川は都市部における貴重なオープンスペースであることから、人々が水辺に近づきやすい親水護岸や緑豊かな遊歩道としての河川管理用通路を整備するなど、良好な水辺空間の創出に努めている。



都営アパート建替事業との連携

現在、石神井川では、練馬区内の扇橋～本立寺橋の 1.4 km 区間(H21.11 事業認可取得)において護岸整備を行っている。当該区間のうち、豊城橋から西豊城橋間の約 500mについては、石神井川沿いに都営上石神井アパートが建っていたが、河川整備と同時期に都営アパートの建替事業が計画されたことから、事業スケジュールや整備内容について、建替事業者(都西部住宅建設事務所)と調整を図り、協力・連携して事業を進めていくことになった。



【建替え前】



【公園配置図】



9. 事業内容・添付資料〔特徴を示す写真、諸元(位置図、標準断面図、施策のフローチャート、P Iの方法 等)〕

石神井川上石神井アパート付近の川づくり懇談会

都営アパート建替え計画では、低層階である既存の都営アパートを建替えに伴い高層化することにより創出されたスペースを公園として整備する予定であった。

そこで、河川整備と一体となった空間の整備が可能ではないかと考え、地域住民の意見を取り入れ、親水性や利便性、景観等に配慮したより良い川づくりを目指して、「石神井川上石神井アパート付近の川づくり懇談会」(以下、懇談会)を平成19年度に立ち上げた。

懇談会は、地域メンバー、公募・推薦メンバー、行政メンバーから構成され、懇談会を円滑に進行するため、中立の立場から座長を学識経験者とした。

(主な取り組み)

- 平成 19～20 年度 懇談会(5回開催)※整備方針をまとめる
- 平成 21～24 年度 関係行政機関(主に都市整備局(当時)と練馬区(石神井川管理者))の間で事業スケジュールや施工計画について協議調整
- 平成 25～28 年度 懇談会(4回開催)
 ※基本デザインや植栽計画など合意事項の確認等
 周辺住民向けの説明会(2回開催)
 行政間調整会議(4回開催)

【懇談会メンバー】

| 種別 | 氏名 |
|--------|--------------------------|
| 座長 | 特機工科大学 教授 工学博士 土屋 十雄 |
| 委員 | 都営上石神井地区自治会 会長 |
| 委員 | 石神井中央町会 会長 |
| 委員 | 上石神井町会 役員 |
| 委員 | 石神井小園町会 役員 |
| 委員 | 関町町会 会長 |
| 委員 | 関町北団・五丁目町会 会長 |
| 委員 | 川と水辺を美しくプロジェクト代表 |
| 委員 | 石神井川サミット事務局 |
| 委員 | 練馬区神井田かむらぎの会 渉外幹事 |
| 委員 | 公募委員(石神井地域福祉を考える会 会長) |
| 委員 | 練馬区環境まちづくり事業本部土木設計課 課長 |
| 委員 | 公園緑地課 課長 |
| 委員 | 東京都建設局河川部計画課 中小河川計画担当副幹事 |
| 委員 | 都立建設事務所工事第二課 課長 |
| 委員 | 都市整備局都市開発部 公園緑地計画担当課長 |
| アドバイザー | 東京都都市整備局住宅政策部 再編整備担当課長 |

【懇談会の様子】

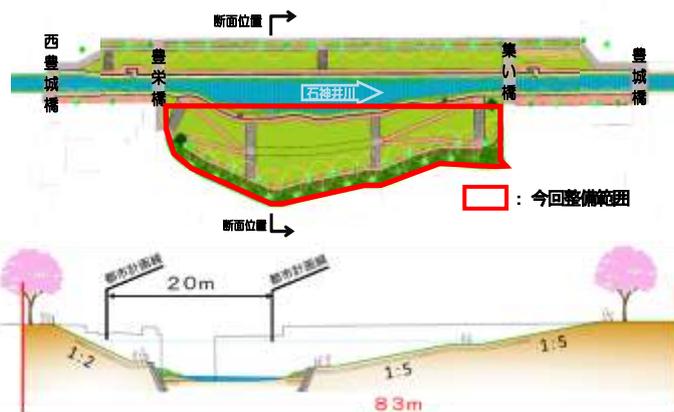


【整備方針】

人々が集い、自然とふれあえる空間

| | |
|---------------------------|---|
| ① 親水性と生物の生態空間の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・水辺まで近づく通路・階段の設置 ・水際に捨石等を配し緑生の繁茂や水生生物の生育空間を創出 ・転落防止柵を適所に設けて必要な安全を確保 |
| ② 安全や衛生面、維持管理面への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・雨天時には下水道による汚水流入があるため、水辺に近づき眺めることを基本とした空間 ・汚濁・ゴミ等が滞留しないよう水際の形状 |
| ③ 人が集えるオープンスペースの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災避難経路空間の確保 ・休憩可能な植栽勾配(1:5)空間 |
| ④ 様々な人が円滑に利用できる施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応の植栽勾配の敷路(5%以下) ・車いす利用者に対応した幅員の敷設路(2m以上) |
| ⑤ 河川に隣接する公園緑地としてふれあえる景観形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川内植生による良好な水際の創出 ・サクラを中心とした植栽 |

【整備平面図・断面図(案)】



人々が集いにぎわう空間の整備

懇談会でまとめた整備方針に基づき設計を進め、集い橋から豊栄橋間(右岸)の緩傾斜護岸の整備は、「石神井川整備工事(その163)」として、平成30年度に着手した。工事中は、関連工事の不調や台風による倒木、現場内冠水等のトラブルもあったが適切に対応し、令和4年12月に無事、工事が竣工し、令和5年2月の一般開放に至った。

今では、地元保育園のお散歩コースにもなり、緩傾斜護岸で遊ぶ園児らの様子やレジャーシートを広げる地元住民の姿も見られる。また、河川内も瀬や淵が徐々に形成され、小魚を狙うカワセミやコサギの姿も頻繁に確認できるようになった。

【園児たちが遊ぶ様子】



【現場の移り変わり】



10. 連携した部門

連携した部門（主部門：◎、連携先部門：①～⑤）

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|------|----|
| 道路 | 河川 | 都市 | 住宅 | 建築 | 港湾 | 漁港漁場 | 鉄道 |
| | ◎ | | ① | | | | |

連携した部門に関する情報

| | 実施機関名 | 対象事業又は施策 | 対象事業又は施策の内容 |
|---|--------------|---------------|----------------------------------|
| ① | 東京都西部住宅建設事務所 | 上石神井四丁目地区地区計画 | 公営住宅の建替えに伴い用地を創出し、地域のまちづくりに寄与する。 |
| ② | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |
| ⑤ | | | |

11. 異なる部門の事業が連携した取組の概要

当該事業区域内では、石神井川の護岸整備が進められている。そのため、本地区区計画では、公営住宅の建替えを適切に誘導し、良質な住宅の供給を行うとともに、建替えに伴う敷地の有効利用により、都市計画緑地の整備用地や将来の社会・地域のニーズを踏まえて活用する用地を創出し、河川と一体となった良好な空間の整備を実現し、地域のまちづくりに寄与する。

12. 各段階における連携の工夫・効果等

① 「川づくり懇談会」の運営方法

参加者の忌憚のない活発な意見を引き出すことが重要であるため、懇談会の座席配置は、対等な雰囲気を出すとともに顔を見ながら発言できる会議型方式(コの字型)とした。また、懇談会中に出せなかった意見及び要望等を収集する狙いから、懇談会参加者に事後アンケートを配布し、懇談会後にも意見や要望を出せる体制を整えた。

② 近隣住民への意向調査

地域住民の意見を丁寧に聞くため、懇談会参加者のみでなく、整備対象箇所付近の住民に対して、アンケート調査を実施した。具体的には、石神井川の整備区間から半径1km程度の住民1,200人を対象に河川の認知度や訪問頻度・目的、河川整備に期待すること、要望等について、調査(回収率 60%)を行い、得られた結果を取りまとめ、「川づくり懇談会」にフィードバックした。

【アンケート調査対象区域】



③ 河川沿いの桜の取り扱い

石神井川の沿川には、樹齢45年を超える桜並木があり、地元住民に愛される桜の名所となっていた。しかし、河川整備により川幅を広げるため、これらの桜を移植もしくは伐採する必要があった。

【石神井川沿いの桜並木(整備前)】



そこで、桜の移植・伐採の判定を分かりやすくするため、フロー図を作成し、樹木医の診断のもと、樹木の健康状態を確認し、移植に耐えられる健康な桜は移植し、不健全な桜は若木に植え替え、新たな桜並木を軸とした植栽計画を進めていくこととした。

こうした取組を地元住民に対して丁寧に説明することで、住民の懸念や不安を解消することができ、大きな混乱もなく、円滑に事業を進めることができた。

【樹木の取り扱いフロー図】

